

東京都立大学機関リポジトリ運用指針

22 首都大管図書第 41 号
制定 平成22年 5月20日

(目的)

第1条 この指針は、東京都立大学（以下「本学」という。）において運用する東京都立大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用指針を定めることを目的とする。

（23 首都大図書第 307 号・一部改正、31 首都大管学情第 605 号・一部改正）

(趣旨)

第2条 この指針においてリポジトリとは、学術情報の基盤の充実を図り、本学の学術研究の発展に資するとともに、情報公開の推進と社会に対する説明責任を果たすことを目的として、本学において作成された学術研究成果を収集し、電子的形態での登録と恒久的保存を進め、学内外へ無償で発信・公開することをいう。

（23 首都大図書第 307 号・一部改正）

(管理・運営)

第3条 リポジトリの管理・運営は、東京都立大学学術情報基盤センター（以下「センター」という。）において行う。

（23 首都大図書第 307 号・一部改正、31 首都大管学情第 605 号・一部改正）

(登録者)

第4条 リポジトリに学術研究成果を登録できる者（以下「登録者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 個人登録者 本学に在籍する又は在籍したことのある教職員及び大学院生
- (2) 団体登録者 団体登録者については別に定める。
- (3) その他学術情報基盤センター長（以下「センター長」という。）が特に認めた者又は団体

（23 首都大図書第 307 号・一部改正、26 首都大管学情第 569 号・一部改正）

(登録対象物)

第5条 リポジトリへ登録・蓄積・保存（以下「登録」という。）する学術研究成果は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 学術的な研究の成果であること。
- (2) 登録者が作成又は作成に関わったもの
- (3) 本学においてその主要な部分が作成されたもの
- (4) 公開に当たって、法令上、社会通念上及びセキュリティ上問題が生じないもの
- (5) ネットワークを通じて配信できること。
- (6) 資料の種別として、別に定めた資料のいずれかに該当するもの

※申請物が博士前期課程における成果物である場合については、指導教員の許可を必要とする。

（23 首都大図書第 307 号・一部改正、26 首都大管学情第 569 号・一部改正）

(登録)

第6条 登録者は、別に定める登録申請に係る書類（以下「登録申請書」という。）をセンター長へ提出したのち、センター長は当該申請が第4条及び第5条の条件に合致する場合はその登録を行う。

（23 首都大図書第 307 号・24 首都大管学情第 600 号・一部改正、26 首都大管学情第 569 号・一部改正）

(登録された学術研究成果の利用)

第7条 センターは、次の方法によってリポジトリに登録された学術研究成果を利用するものとする。

- (1) 当該学術研究成果を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
- (2) ネットワークを通じて複製物を広く社会に無償で公開（送信）する。
- (3) 複製物の保全（バックアップ）及び利用のための複製を行う。

（23 首都大図書第 307 号・一部改正、26 首都大管学情第 569 号・一部改正）

2 センターはリポジトリに登録された学術研究成果の利用について、前項に掲げた方法以外による利用は行わない。

(23 首都大図書第 307 号・一部改正、26 首都大管学情第 569 号・一部改正)

(学術研究成果の利用許諾と著作権)

第 8 条 センターは、登録者が学術研究成果をリポジトリに登録する際に、著作権者（登録者を含む。）から、前条第 1 項各号に掲げる利用についての許諾を得ておかなければならない。また、ネットワークを通じて学術研究成果を利用する者に対し、著作権法を遵守するよう周知する。

2 学術研究成果の著作権が登録者を含め複数の者に帰属している場合は、登録者は、センターに対し、前条第 1 項各号に掲げる利用についての許諾を、他の著作権者から得ていることを登録申請書に明記しなければならない。

3 学術研究成果がリポジトリに登録された後も、著作権は著作権者の元に留保される。

(23 首都大図書第 307 号・一部改正、26 首都大管学情第 569 号・旧第 9 条繰上・一部改正)

(学術研究成果の削除)

第 9 条 センターは、次の場合に、リポジトリに登録された学術研究成果を削除することができる。

(1) 登録者が、理由を付して削除の申請を行い、それを別途設置する機関リポジトリ運用委員会（以下「運用委員会」という。）が承認した場合

(2) 公序良俗に反し、盗用・剽窃による成果であり、又は内容が著しく不適切である等の理由により、別途設置する運用委員会が削除を決定した場合

(3) その他別途設置する運用委員会が特に認めた場合

(23 首都大図書第 307 号・一部改正、26 首都大管学情第 569 号・旧第 12 条繰上・一部改正)

(免責事項)

第 10 条 センターが第 8 条第 1 項に掲げる事項を行った上でリポジトリに登録された学術研究成果を利用することで発生した登録者及び著作権者の損害については、本学は一切責任を負わないものとする。

(23 首都大図書第 307 号・一部改正、26 首都大管学情第 569 号・第 13 条繰上・一部改正)

(指針の改廃)

第 11 条 この指針の改廃は、別途設置する運用委員会の議を経て行われるものとする。

(23 首都大図書第 307 号・一部改正、26 首都大管学情第 569 号・旧第 14 条繰上・一部改正)

(その他)

第 12 条 この指針に定めるものの他、リポジトリの運用に必要な事項は別途設置する運用委員会において定めるものとする。

(23 首都大図書第 307 号・一部改正、26 首都大管学情第 569 号・旧第 15 条繰上・一部改正)

附 則 (平成 22 年 5 月 20 日 22 首都大管図書第 41 号)

この指針は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 31 日 23 首都大管図書第 307 号)

この指針は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 29 日 24 首都大管学情第 600 号)

この指針は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 16 日 26 首都大管学情第 569 号)

この指針は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 12 日 31 首都大管学情第 605 号)

この指針は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。